

9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 20 1 2 3 4 5 6 7 8 9 30 1 2 3 4 5 6 7

付せん
箇所


別記様式第8号

文化財保護委員会原議書

記録分類

UCHIDA

文書記号 番号	地文第140号	文書種別	伺(發送, 部内通知, 伺定) 供閱	標識	極秘 秘 普通
施行:昭和	年 月 日	發送種別	電信 書留 速達 普通 航空 小包 使送 部内通知	淨書	照会
決裁:昭和	33年 1月 11日	添付物 および 施行注意		1月13日	1月 日
起案:昭和	33年 1月 8日	發送		庶務課發送	完結
先方の文書の年月日	昭和 32年 12月 19日	先方の文書記号, 番号	後申第1104号		
件名 財団法人小倉コレクション設立許可申請について (照会)					
受信者 千葉県教育委員会教育長			発信者 事務局長		
上記のことについて、別紙のように 照会 してよろしいか、伺います。 ます。					
委員長	委員	事務局長	次長	起案課長	起案課長補佐
/		/	/	庶務課長	庶務課長補佐
				起案課係員	庶務課係員
合議課長				回付課	回付月日
会計課長					月 日
記念物課長					月 日
美術工芸課長					月 日
建造物課長					月 日
無形文化課長					月 日
文化財管理官					月 日

備考・希望・意見等記入欄	記入者氏名印												
<p>本件については、書類上は不備な点はないが、^{所蔵品の}公開の事業は、県立博物館に寄託出品して行うことを主たる内容としていることであるので、（千葉県教育委員会社会教育課担当者、申請者の説明による。）</p>													
<p>県立博物館設置の見直しを照会しようとするものである。 なお、^{本法人の所蔵品は、}本件 韓国関係文化財の収集品としては、貴重なものであるが、<u>日韓韓文書にも微妙な関係がある</u>と思われるので、<u>設立許可の手続を進める時期については、慎重に検討することとしたい。</u></p>													
<p>本法人の概要は、^{下記}別紙のとおりである。 1 申請者 小倉武之助 2 名称 財団法人小倉コレクション保存会 3 事務所 千葉県習志野市実籾4丁目1004番地</p>													
<p>4 目的 この法人は、小倉武之助の収集にかかる考古資料その他の文化財の整備および保存を図り、これを一般の歴史研究の参考に供し、もってわが国文化の向上に寄与することを目的とする。</p>													
<p>5 事業 (1) 所蔵品の整備および保存 (2) 所蔵品の公開 (3) 所蔵品に関する図書、図録等の印刷物の刊行 (4) その他目的を達成するために必要な事業</p>													
<p>6 資産 総額 1億7717万円 (1) 基本財産 1億7697万円</p>	<table border="0"> <tr> <td>(1)</td> <td>土地</td> <td>22万円</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>建物</td> <td>40万円</td> </tr> <tr> <td>(3)</td> <td>コレクション (1034点)</td> <td>1億7600万円</td> </tr> <tr> <td>(4)</td> <td>有価証券</td> <td>35万円</td> </tr> </table>	(1)	土地	22万円	(2)	建物	40万円	(3)	コレクション (1034点)	1億7600万円	(4)	有価証券	35万円
(1)	土地	22万円											
(2)	建物	40万円											
(3)	コレクション (1034点)	1億7600万円											
(4)	有価証券	35万円											
<p>(2) 運用財産 現金(預金) 20万円</p>													
<p>7 役員 理事6名 監事2名 設立当初の理事および監事の氏名 理事(理事長) 小倉武之助 監事 榎本亀次郎 " (常務理事) 小倉安之 " 松本ハシ " 永久正志 " 林 茂樹 " 田中誠吉 " 平野元二郎</p>													

(案)

昭和32年12月19日付 敵秘第1104号で進達のことについて、
下記のとおり照会します。

記

本法人の事業として所蔵品の公開を行うことが掲げられているが、本法人は、常時展覧を行う場所としては、自ら公開施設を設置することなく、県立博物館を予定しているようであるから、
県立博物館設置についての教育委員会および知事部局の
見直し

申請書
 申請人 小倉武之助
 住所 東京都千代田区千代田 1-1-1
 申請内容
 財団法人小倉コレクション保存会の設立許可について
 財団法人小倉コレクション保存会
 設立代表者 小倉武之助
 4葉県教育委員会 教育長
 申請理由
 小倉武之助が収集した美術品等の保存を目的として、財団法人小倉コレクション保存会を設立することを目的とする。

付せん
箇所


2
UCHIDA

別記様式第8号

文化財保護委員会原議書

記録分類

文書記号 地文庫第140号	文書種別 文書(同) 供閱	標識 極秘 秘 普通				
施行:昭和 年 月 日	発送種別 電信 航空 小包 使送 部内通知	照合 普通 淨書				
決裁:昭和 33年 3月 29日	添付物 および 施行注意	発送 庶務課發送				
起案:昭和 33年 3月 24日	先方の文書 の年月日: 昭和 32年 12月 19日	完結 3月 31日				
先方の文書記号,番号: 版紙第1104号(通達)						
件名 財団法人小倉コレクション保存会の設立許可について						
受信者 野田法人小倉コレクション の1,2,4 設立代表者 小倉武之助 の3 4葉県教育委員会 教育長	発信者 の1(指令) 委員長 の2(総証) 委員会 の3,4(通知) 事務局長					
上記のことについて、別紙のように許可、総証、通知してよろしいか、伺います。						
委員長	委員	事務局長	次長	起案課長	起案課長補佐	課および起案者名
						庶務課 (電話 419番)
				庶務課長	庶務課長補佐	起案課係員
合議課長						回付課
会計課長						回付月日
記念物課長						月 日
美術工芸課長						月 日
建造物課長						月 日
無形文化課長						月 日
文化財管理官						月 日

備考・希望・意見等記入欄	記入者氏名印
申請にかかる法人の概要は、参考資料(末尾に添付している)のとおりである。	

課



(案)の1

地文無第140号

財団法人小倉コレクション保存会

設立代表者 小倉 武之助

昭和32年12月18日付で申請の財団法人小倉コレクションの
設立を、民法第34条によって許可します。

昭和33年3月29日

文化財保護委員会委員長 河井 彌八



庶務



案の2

地文庶第140号

財団法人小倉コレクション

設立代表者 小倉武之助

昭和33年12月18日付で申請の財団法人小倉コレクションの
設立を、民法第34条によって許可します。

昭和33年3月29日

文化財保護委員会委員長 河井彌八

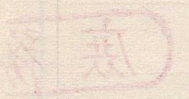
この謄本は、原本と相違ないことを認証します。



昭和33年3月29日

文化財保護委員会

文化財保護委員会



[Faint, mostly illegible handwritten text and bleed-through from the reverse side of the page.]

文化財保護委員会

(案)の3

地文庶第140号

昭和33年3月29日

千葉県教育委員会教育長殿

文化財保護委員会

事務局長 岡田 春平

財団法人小倉コレクションの設立許可について (通知)

昭和32年12月19日付 教秘第1104号で進達のことについて、別紙のとおり 昭和33年3月29日付で許可がなされましたから 通知します。

ついては、この法人に対し 同封の許可書類を御伝達の上、この法人について その運営に遺憾のないようにお取り運びを願います。

文化財保護委員会

課

庶務



(案)の4

地文庶第140号

昭和33年3月29日

財団法人小倉コレクション

設立代表者 小倉武之助 殿

文化財保護委員会

事務局長 岡田 孝平

財団法人小倉コレクションの運営について (通知)

昭和33年 月 日付で文化財保護委員会の設立許可があったこの法人

の運営については、別添の文化財保護委員会の主管に属する民法

第34条の法人の設立及び監督に関する規則(昭和30年文化財

保護委員会規則第1号)に従い、遺憾のないようにせらる。

なお、本法人の所有となる財産目録に記載の財産のうち 重要

文化財および重要美術品については、当委員会に所有者変更の

文化財保護委員会

庶務

20(案)

地文庶第140号

昭和33年3月29日

財団法人小倉コレクション

設立代表者 小倉武之助 殿

事務局長 岡田 孝平

(通知) 財団法人小倉コレクションの運営について

昭和33年 月 日付で文化財保護委員会の設立許可があったこの法人

の運営については、別添の文化財保護委員会の主管に属する民法

第34条の法人の設立及び監督に関する規則(昭和30年文化財

課

保護委員会規則第1号)に従い、遺憾のないようにせらる。

課

なお、本法人の所有となる財産目録に記載の財産のうち 重要

文化財および重要美術品については、当委員会に所有者変更の

